

○ 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則

昭和58年1月13日

公安委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第43条の規定に基づき、機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する事項を定めるものとする。

(即応体制の整備の基準)

第2条 法第43条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置の基準は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報（へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に警備業務対象施設の近隣に居住するその管理者に連絡して事実を確認すること等必要な措置を講ずることができる」と山口県公安委員会が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。）を受信した場合にその受信の時から25分（別表に掲げる区域内に所在する警備業務対象施設に係るものにあつては、30分）以内に現場に警備員を到着させることができることとする。

(即応体制の整備の推進)

第3条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 法第11条の7に規定する警備員、待機所及び車両その他の装備の配置の基準は、この規則の施行の日から1年間は、第2条の規定にかかわらず、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に速やかに警備員を現場に向かわせること等必要な措置を講ずることができることとする。

附 則 (平成15年4月30日公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年8月17日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月8日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成17年2月13日から施行する。

附 則 (平成17年3月4日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成17年3月6日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日公安委員会規則第13号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （平成17年11月18日公安委員会規則第16号）

この規則は、平成17年11月21日から施行する。

附 則 （平成18年3月17日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 （平成20年2月29日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成20年3月21日から施行する。

附 則 （平成22年1月15日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成22年1月16日から施行する。